



随縁カントリークラブ 恵庭コース

～年次会員規約～

第1条 (名称)

本会は「随縁カントリークラブ恵庭コース年次会員」(名称「随縁友の会」)という。

第2条 (所在地)

本会の事務局は北海道恵庭市盤尻144随縁カントリークラブ恵庭コース(以後随縁恵庭コースと称す)内に置く。

第3条 (目的)

本会は随縁恵庭コースのプレーを通じて会員相互の親睦と交流を図りエチケットとマナーの向上とコースの健全な発展を目指すことを目的とする。

第4条 (権利)

本会員は本会に定める料金及び優待のみの権利を有するものとし、その他一切の権利は有さないものとする。

第5条 会員に関する事項

1. 会員は事務局が認めた者のなかで、入会申込手続き(入会審査)を行い別に定める年会費の払込みを完了した者をいう。
2. 会員は別に定める特典にて、随縁恵庭コースを利用することができる。
3. 会員の資格の有効期限は2024年シーズン期間中とする。
4. 一旦納入した入会金及び年会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第6条 会員が次の各号に該当するときは、事項において本会からの除名を行うことができる。

1. 本会及び随縁恵庭コースの名誉を毀損し、または秩序を乱したとき。
2. 本規約及びゴルフ場の利用約款等に違反したとき。
3. 入会后暴力団の構成員、準構成員等、反社会的勢力と見なされたとき。
4. 営利を目的とする行為があったとき。
5. その他事務局において処分が適当とする行為があったとき。

第7条 会員は次の場合その資格を失う。

1. 本人より退会の申し入れがあったとき。
2. 会員資格の有効期限が満了したとき。
3. 第6条の規定により除名されたとき。
4. 本人が死亡したとき。

第8条 会員資格の譲渡並びに名義変更することはできない。

第9条 プレー予約に関して

1. 会員の予約は電話もしくは当クラブのホームページ予約のみとする。
2. 他社インターネット、その他の手段の場合は会員料金及び特典の適用外とする。

第10条 プレー進行に関して

1. ハーフ2時間15分以内でプレー進行をするものとする。
2. 上記プレー時間を大きく逸脱する場合はプレー中断とする場合もある。

第11条 本規約に定めのない事項については、事務局において決定する。

第12条 本会則の改定は事務局で定めるものとし、その効力は全ての年会員に及ぶものとする。

第13条 本規約は2024年4月1日より施行する。

以上